

会員規約 2016年11月1日改訂版の改訂箇所を、以下のとおり示します。

※変更・削除・追加箇所を下線にて表記

会員規約（改訂前）	会員規約（2016年11月1日改訂版）
<p data-bbox="100 262 436 291">第6条（カードの取り扱い）</p> <ol data-bbox="100 329 919 858" style="list-style-type: none"><li>1. 会員は会員カード発行後速やかに署名欄に氏名を自書するものとします。</li><li>2. 会員はカードを自らの為にのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者に使用させないものとします。</li><li>3. 会員は自らの責任でカードを管理して頂きます。</li><li>4. 会員は自らのカードによりなされたすべての会員サービスの利用について、事由の如何を問わず、その責任を負担するものとします。</li><li>5. 会員は退会、会員資格の喪失、その他の事由により会員でなくなったときは会員カードは失効となり会員にはカードを返還または廃棄して頂きます。この場合会員番号、暗証番号、蓄積した紹介ポイント等は失効します。</li></ol>	<p data-bbox="977 262 1564 291">第6条（<u>会員カード・紹介チケットの取り扱い</u>）</p> <ol data-bbox="977 329 1796 1022" style="list-style-type: none"><li>1. 会員は会員カード発行後速やかに署名欄に氏名を自書するものとします。</li><li>2. 会員は<u>会員</u>カードを自らの為にのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者に使用させないものとします。</li><li>3. 会員は自らの責任で<u>会員</u>カードを管理して頂きます。</li><li>4. 会員は自らの<u>会員</u>カードによりなされたすべての会員サービスの利用について、事由の如何を問わず、その責任を負担するものとします。</li><li>5. 会員は退会、会員資格の喪失、その他の事由により会員でなくなったときは、会員カードは失効となり返還または廃棄して頂きます。この場合会員番号、暗証番号、蓄積した紹介ポイント等は失効します。</li><li>6. <u>会員は紹介チケット署名欄に会員番号及び会員名を自書するするものとし、署名のない紹介チケットは無効とします。</u></li><li>7. <u>紹介チケットの販売・転売は禁止します。</u></li></ol>